第３章　今後の施策

第１節　計画の基本理念と施策の体系

1．計画の基本理念

前計画では、「障がい者の自立と社会参画～安心して、いきいきと暮らせる地域をめざして～」を基本理念とし、①障がい福祉制度の利用促進、②生活環境の充実、③働く環境の充実、④ともに支え合う地域づくりを目標に体制を整備してきました。結果、地域障がい相談支援センターや成年後見制度の中核機関、さらには児童発達支援センターなど、地域の相談支援の中核となる機関の設置が進み、障がい福祉制度等の利用を促進する体制は整いました。

今後は、障がいの重度化や高齢化が進む中で、「ともにつながり　幸せ実感　宝の島　“天草”」を将来像とした第３次総合計画の下、「障がい者（児）の自立と社会参画」を進めていきます。障がい者にとっての自立とは「他の援助を受けずに自分の力で身を立てることではなく、自己決定に基づいて主体的な生活を営むこと」という考え方があります。よって、第４期計画では、第３期計画の目標を継承しつつ、障がい者の意思決定支援をこれまで以上に重視し、自らの選択と決定に基づき、様々な社会の場面に参加できる環境整備に取り組んでいきます。そのため、本計画においては「障がい者自身が、自ら生き方を選択し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、自己実現できる地域共生社会」を基本理念とし、①日々の暮らしの基盤づくり、②障がい者に対する理解を深めるための基盤づくり、③社会参加に向けた基盤づくりという３つの柱で計画を推進していきます。さらに、“誰一人取り残さない”をスローガンに2030年までに全世界で達成をめざしているＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）も視野に入れながら、施策を推進していきます。

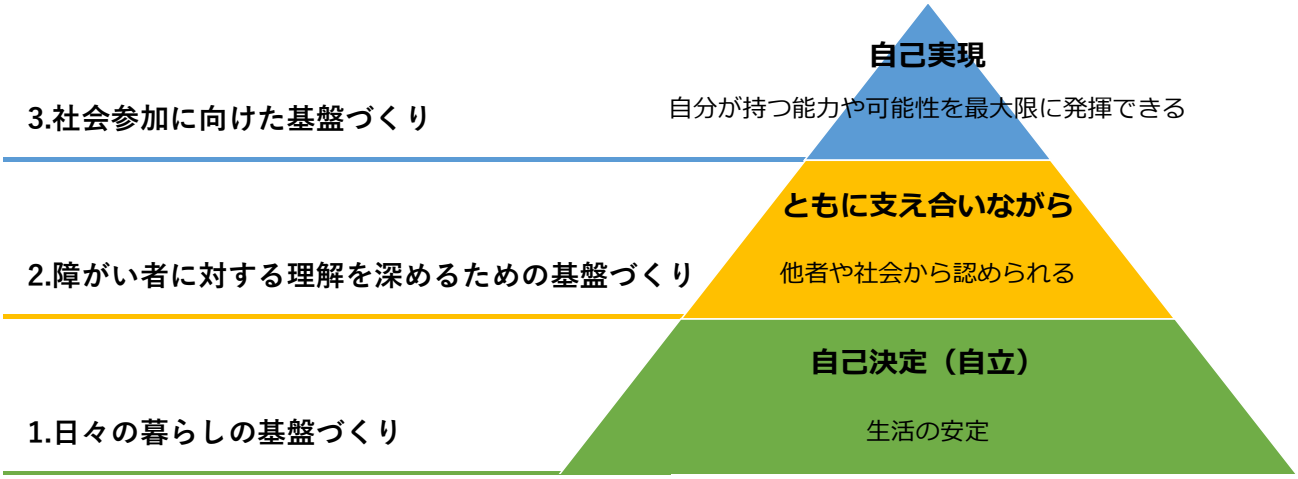

2. 施策の体系

基本理念	計画の柱	施策
障がい者自身が、自ら生き方を選択し、住み慣れた地域でともに支え合いながら、自己実現できる地域共生社会	**1.日々の暮らしの基盤づくり**	
	(1)必要な情報を届けるための相談支援体制の機能強化	総合的・専門的な相談支援体制の機能強化
		適切なサービス利用を支える相談支援体制の充実
	(2)必要な情報を届けるための情報のアクセシビリティの向上	情報通信機器の普及促進
		意思疎通支援者の確保
	(3)ともに育つ・ともに学ぶ環境づくり	障がい児保育の充実[1]
		特別支援教育の充実[2]
		放課後児童クラブの障がい児受入促進[1]
		療育体制の整備
		家族支援の充実
		医療的ケア児等の支援体制の整備
	(4)地域での生活を選択できるサービス提供体制の整備	地域移行を支える体制の整備
		効率・効果的な介護給付等の提供
	(5)障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実	障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見[3]
		障がい者に対する医療の充実
	(6)安全・安心な生活環境の整備	住宅のバリアフリー化の推進
		障がい者等に配慮した住宅の確保[4]
		公共施設のバリアフリー化の推進[5]
		ユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備[6]
		防災対策の推進[7]
	(7)生活の安定と経済的自立の確保	各種手当等による所得保障
	2.障がい者に対する理解を深めるための基盤づくり	
	(1)障がいに関する理解の推進	障がいに関する理解の推進
	(2)権利擁護	障がい者差別解消の推進
		成年後見制度の利用促進[8]
		障がい者虐待の防止
	3.社会参加に向けた基盤づくり	
	(1)障がい者の働く場の拡充	障がい者雇用の促進[9]
		福祉施設から一般就労への移行促進
	(2)障がい者の工賃向上	障がい者の工賃向上
	(3)余暇活動の充実	余暇活動を充実させるための環境整備
		障がい者のスポーツの機会の確保[10]
		視覚障がい者等の読書環境の整備[11]

注釈 1～11 は、下記のとおり他の分野別計画等に基づき実施。

1　子ども・子育て支援事業計画
2　教育振興基本計画
3　健康増進計画
4　住生活基本計画（住宅マスタープラン）
5　建築基準法
6　都市計画マスタープラン
7　地域防災計画、地域福祉計画
8　成年後見制度利用促進基本計画（地域福祉計画に含む）
9　障害者活躍推進計画等
10　スポーツ推進計画
11　計画策定（検討中）

3. 重点施策

（1）必要な情報を届けるための相談支援体制の機能強化

ア　障がい者に対する相談支援体制

契約制度の下、障がい者やその家族だけでは、サービス等を選択するための十分な情報を得ることは困難です。そのような中で、障がい者の自立した生活を支えていくために整備されているのが、①サービス利用にあたってケアマネジメントを行う体制と②総合的な相談支援を行う体制です。さらに、この総合的な相談支援体制の機能強化を目的として、③基幹相談支援センターと④自立支援協議会が整備されています（図 45）。

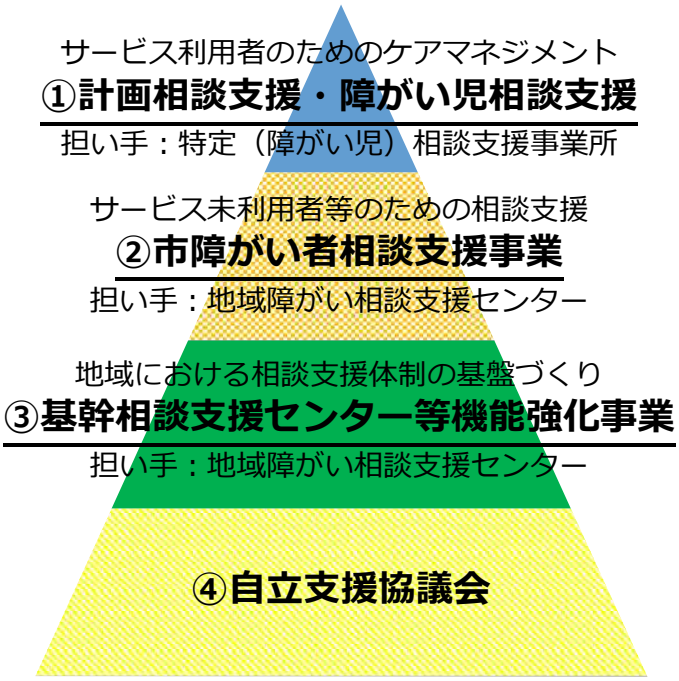

図 45　天草市の相談支援体制

基幹相談支援センターは、相談支援の中核的な機関として、障がい者相談支援事業に加え、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び精神保健福祉法に基づく相談支援を、①総合的（障がい種別を問わず）・専門的に行いながら、②権利擁護や虐待防止、③地域移行や地域定着及び④地域の相談支援体制の強化のための取組みを行う機関です。自立支援協議会は、個々の障がい者の支援を通じて明らかになった地域課題について、地域全体で検討し、支援体制を整えていく場です。

イ　天草市の現状

本市の計画相談支援の利用者数は、令和元年度以降、減少しています。障がい児相談支援の利用者数は年々増加し、令和 3 年度は 355 人（H27 年度比 2．1 倍）です（図 46）。

事業所数、相談支援専門員数ともに、平成 27 年度の制度開始当時と比較すると増加しており、障がい者やその家族が、障がい福祉サービス等を適切に利用できる体制（ハード面）は整ってきました。一方で、相談支援専門員については、その人員の不足や更なる資質（ソフト面）の向上を求める声もあります。

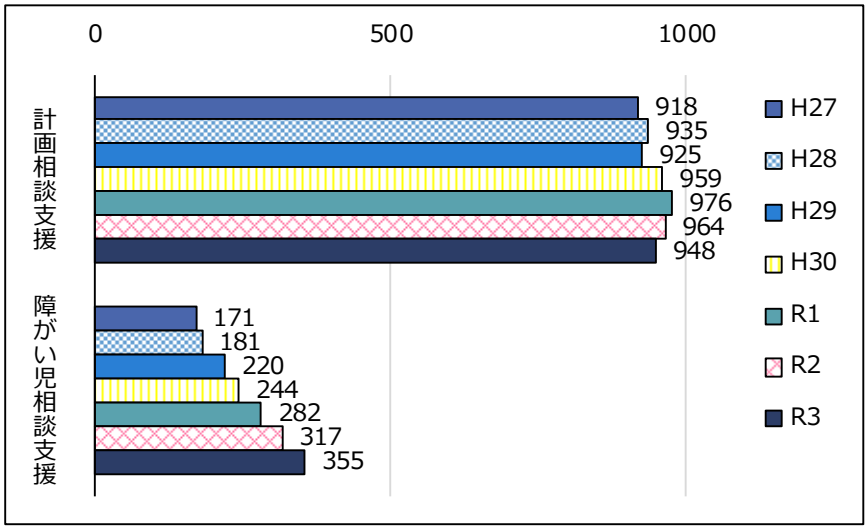

データソース：総合福祉WEL＋（各年度3月31日現在）

図 46　計画相談支援と障がい児相談支援の支給決定者数の推移

障がい者相談支援事業は、平成 18 年度より特定相談支援事業所に委託し実施してきましたが、計画相談支援等との役割が不明確で、その機能を十分に果たせていませんでした。

そこで、令和 3 年度からは、これまで 2 市 1 町共同で実施してきた本事業を、より本市のニーズに合わせた相談支援体制を構築するため、市単独での委託事業に切り替え、障がい者相談支援事業に加え、基幹相談支援センター等機能強化事業を併せて委託することで、基幹相談支援センターとしての機能を果たせる本市の相談支援の中核的な機関を整備しました。具体的には、専任の相談支援専門員と地域の社会資源等の把握を進めるためのコーディネーターを配置し、名称を「地域障がい相談支援センター」として統一、地区担当制を導入し、障がい種別を問わない総合相談窓口を市内 4 か所に整備しました。

図 47 は、障がい者相談支援事業の相談実績です。相談実績をみると、体制を見直した令和 3 年度は相談件数が減少しています。理由は、先述したとおり、令和 2 年度までは、障がい者相談支援事業の業務と計画相談支援等の業務が混在していましたが、令和 3 年度にはそこが精査され、本来計上されるべき障がい者相談支援事業の実績のみが計上されるようになったためと思われます。実際の相談の状況を見ても、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等の地域の相談機関との連携が進んできています。

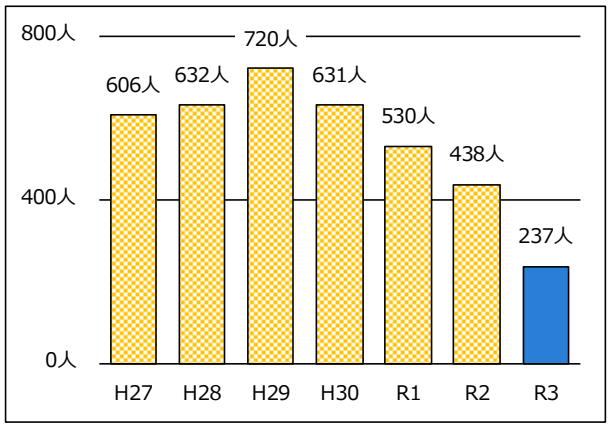

データソース：障がい者相談支援事業実績報告（実人員）

図 47　障がい者相談支援事業相談実績（実人員）

自立支援協議会については、天草地域では平成 20 年から 2 市 1 町共同で運営をしています。しかし、個別の事例の中で課題が語られることはあっても、それを地域の課題として集約したり、集約された地域課題について十分な検討がなされているとは言い難い状況があり、その機能の強化を求める声がありました。

そこで、令和 3 年度より自立支援協議会の体制を見直しました。具体的には、地域で活動しているサービス事業所の横の連携を強化するため、サービス種別ごとの会議体を設置し、情報交換等を行う体制を構築しました。その上で、地域障がい相談支援センターだけでなく、サービス種別ごとの代表者を加えた定例会を開催することで、地域課題や好事例の集約と課題について検討を進めるための体制を整えました。

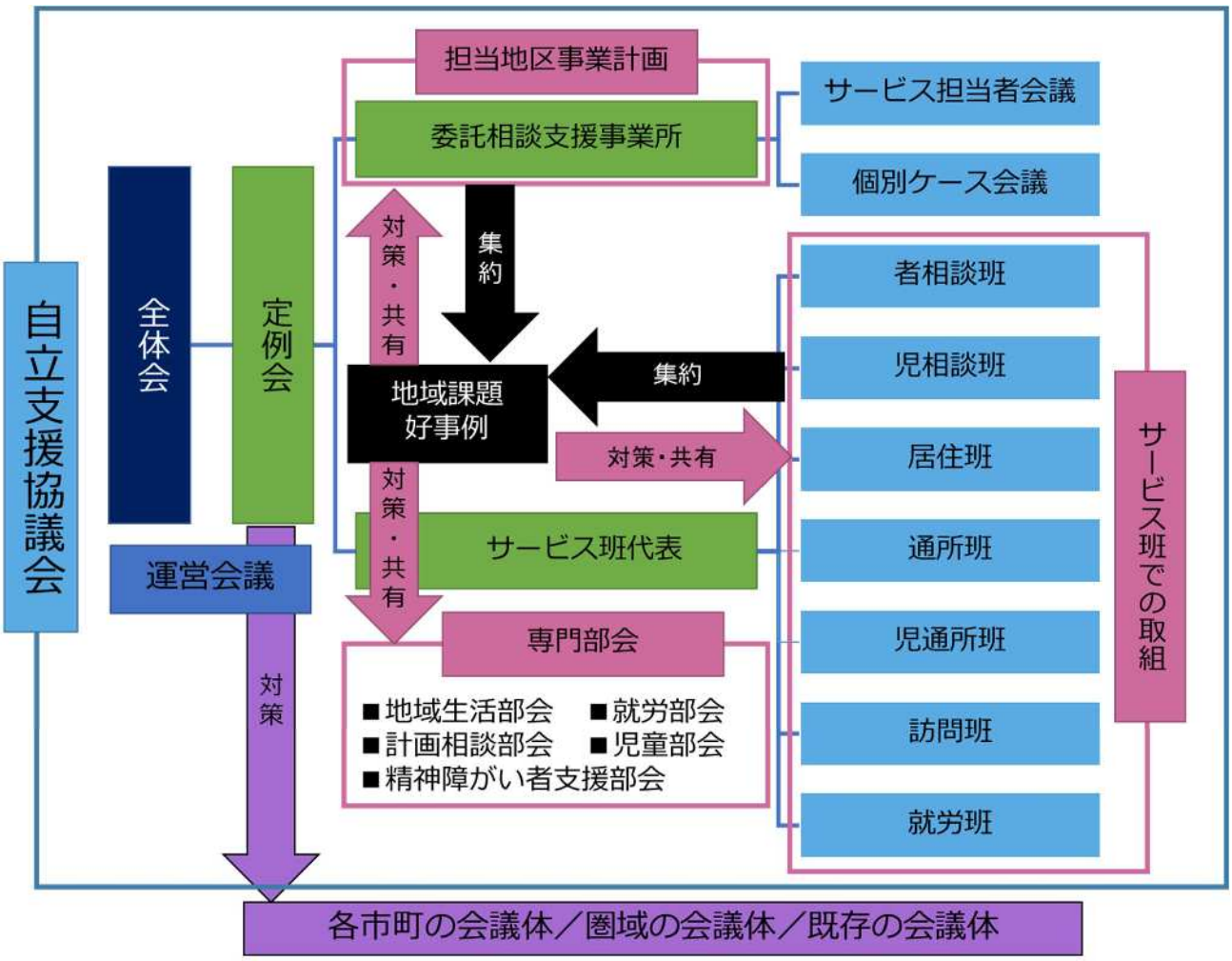

図 48　天草地域自立支援協議会の体制図（令和 4 年度～）

ウ　今後の方向性

本市においては、計画相談支援や障がい児相談支援については、事業所や相談支援専門員が一定数確保されています。また、総合的な相談支援体制についても、基幹相談支援センターの機能を有する地域障がい相談支援センターを設置したことで、契約制度の下で、障がい者がサービスを選択して利用するというハード面での体制は整備されました。

今後、相談支援については、ソフト面（人材や技術、意識など）での体制整備、つまり質的な変化が求められています。ソフト面での体制整備としては、地域障がい相談支援センターに求められている「地域の相談支援体制強化のための取組み」を進めていくことが必要です。

地域障がい相談支援センターには、地域の相談支援専門員のスキルアップとバックアップを行う機能が求められており、この機能を充実させていくことが今後の本市の課題です。今後は、地域の相談支援専門員が抱える困難事例や地域課題を抱えるケースについて、地域障がい相談支援センター主催で会議を開催する体制等を整えていくことで、地域の相談支援専門員のバックアップや地域課題を集約するような体制を整備していきます。その中で、地域の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画等の質の向上や意思決定支援に関するスキルアップ等も図っていきます。

また、地域の他分野の相談支援機関との連携を強化していくことも地域障がい相談支援センターの役割です。令和 3 年度の体制変更以降、民生委員・児童委員や地域包括支援センター、病院ケースワーカー、成年後見制度の中核機関等様々な地域の相談機関との連携が強化されつつあります。今後も、より一層、他分野の相談機関等との連携強化が進むよう支援していきます。

また、改正社会福祉法に基づく重層的な相談支援体制構築に向け、地域障がい相談支援センターの役割についても検討していきます。

（2）ともに育つ、ともに学ぶ環境づくり

ア　障がい児支援の特徴

障がい児の支援は、障がい者の支援と比較すると、2 つの特徴があります。1 つ目は、障がいを受容していく過程を支えるというものです。障がいについての診断や指摘を受けた直後の家族の不安や混乱は相当なもので、家族支援という視点が特に重要な時期となります。2 つ目の特徴が、進級や進学といった「移行」が連続する時期を支えるというものです。支援に携わる機関も多く、保健、医療、福祉、教育等の様々な分野が関わり、さらに毎年のように中心となる支援者等が変化するのも、その特徴です。

ほかにも、子ども時代は、自己を確立する大事な時期で、丁寧に自己肯定感を育むことが、将来の生活へとつながっていきます。また、子ども時代に、障がいの有無にかかわらず、ともに過ごす環境を増やしていくことは、障がい児だけでなく、障がいのない子どもにとっても、その後の障がい者観等を育てていく上で、非常に重要で、共生社会の礎となります。

イ　天草市の現状

（ア）保健、教育、福祉等での支援の充実

障がい児への支援は、第 2 章に示したとおり保健、教育、福祉等それぞれの分野で支援の充実を図ってきました。

福祉の分野では、障がい児（疑いを含む）の発達を専門的に支援する機関として、児童発達支援センター（地域療育センターを含む。以下「児童発達支援センター等」という。）の地域支援機能の強化を中心に、その量や質の向上を図ってきました。具体的には、児童発達支援センター等のスタッフが、市内の保育園や私立幼稚園を全園訪問し、障がい児の受け入れ体制の現状把握を行い体制整備のための助言を行いました。

また、障がい児相談支援事業所や障がい児通所支援事業所同士の横のつながりをつくるため、定期的な情報交換や研修の場の設置を支援することで、地域の障がい児相談支援事業所や障がい児通所支援事業所の全体の質の底上げが図られていく仕組みを構築しました。

（イ）家族支援

本市では、子どもへの直接的な支援は充実してきましたが、家族支援については十分に行われてきたとは言い難い状況です。実際、令和元年度に実施した「子どもの発達支援に関するニーズ調査」でも、「保護者同士の交流」や「保護者向けの研修」を望む声は多く、家族支援へのニーズが高い状況が伺えました。

本市で、これまで実施されてきた家族支援は、児童発達支援センター等による「親のつどい」や熊本県南部発達障がい者支援センターによる「保護者向け講座」、「ペアレントメンター[2]による支援活動」ですが、いずれも参加者等が少なく、保護者のニーズを満たすことはできていない状況でした。

そこで、令和３年度からは、発達支援の入口における家族支援として、「からだとことばを育てる遊び方教室」（巡回支援専門員整備事業）を始めました。本事業は、障がい児通所支援事業所のリハビリ関連の専門職や保健センターと連携し実施しています。

また、保護者向けの勉強の場として、児童発達支援センターや地域子育て支援センター等で「ペアレントプログラム[3]」を受講できる環境（巡回支援専門員整備事業）等も整えました。

（ウ）縦・横の連携

移行期（縦）の連携を強化するため、本市では学校教育課による特別支援教育総合推進事業が実施されています。その中で、特別支援教育コーディネーターの指名や園・校内委員会の設置など園や校内での支援体制の整備が進められてきました。また、個別の教育指導計画や教育支援計画による移行支援を推進し、地区コーディネーター会議等を通じて幼保小中高の移行を円滑に行うような体制整備も進められています。地区コーディネーター会議には、保健センターも参加し、保健分野と保育・教育間での縦・横の連携は強化されつつあります。

---

[2] ペアレントメンターとは、発達障がいのある子どもの子育て経験のある保護者であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者等から相談を受けたりする人。

[3] ペアレントプログラムとは、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知（子どもの行動の捉え方）を肯定的に修正すること」に焦点を当てる子育て支援プログラム。

しかし、これまでは福祉分野（障がい児相談支援や障がい児通所支援）との連携は不十分な状況でした。そこで、保健、保育、教育と福祉の連携を強化していくため、特別支援教育総合推進事業の中で、園や学校に対して障がい児相談支援や障がい児通所支援について説明を行ったり、研修の中で、各分野のスタッフが互いに意見交換を行う場を設定することで少しずつ連携を深めてきました。

さらに、小学校入学時の移行支援について、園と保健センターが中心的な支援機関としてその役割を担ってきましたが、平成 30 年度からは障がい児通所支援を利用している子どもについては、障がい児相談支援事業所の相談支援専門員もその支援機関の 1 つとして役割を担う体制を整備してきました。そのことで、障がい児相談支援や障がい児通所支援という福祉分野も加わった縦・横の連携が形作られつつあります。

また、本市では各分野の連携を支える基盤として療育体制会議や、それらを所管する行政関係 4 課による行政部会を定期的に開催しています。その協働の中で、教育と福祉に関する相談機関や制度をまとめたハンドブックの作成等も行ってきました。

ウ　今後の方向性

一般施策の中での障がい児支援をより一層充実させていくため、福祉分野としては、障がい児に対する発達支援の専門機関として、園や学校での支援をサポートしていく体制を強化していきます。具体的には保育所等訪問支援の指定事業所を増やしていきます。

また、家族支援については、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング[4]等を受講できる体制を拡充していくと同時に、ペアレントメンターによる支援活動を活性化させていきます。さらには障がい児通所支援事業所における家族支援も充実させていきます。

縦・横の連携については、行政部会や療育体制会議を継続しながら、福祉分野としては、サービス担当者会議等に保健、保育、教育分野等の参加を得ながら連携体制を強化していきます。さらに、学校卒業後、就労に向けての支援機関との連携についても強化していきます。

上記の体制を整備していく上では、次頁のように、障がい児支援に関する地域の中核機関である児童発達支援センターの更なる機能強化を図っていきます。

---

[4] ペアレントトレーニングとは、保護者に、子どもの行動を観察し特徴を理解することや、発達障がいの特性を踏まえた接し方等を学んでいただき、その実践を通して、子どもの良いところを伸ばすことを目標とするプログラム。

■今後児童発達支援センターに期待される役割

① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
重度の障がいや重複する障がいのある児童や、要支援・要保護児童等の様々な課題を抱える障がい児・家族に対し、必要な支援が提供できるよう、多様な専門職の配置等により幅広い高度な専門性を確保すること。
② 地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ[5]・コンサルテーション[6]機能
地域の障がい児通所支援事業所に対し、専門性の高い支援を必要とする障がい児（及び家族）の支援に関して、アセスメントや個別支援計画の作成、具体的支援方法等に関する専門的な助言を行うこと。
③ 地域のインクルージョン[7]推進の中核としての機能
地域におけるインクルーシブな子育て支援を推進するため、「保育所等訪問支援」として、保育園・幼稚園や放課後児童クラブ、児童養護施設等に対する障がい児（及び家族）の支援に関する専門的支援・助言を行うこと。
④ 地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能
「気付き」の段階を含めた地域の多様な障がい児（及び家族）に対し、発達支援に関する入口としての相談機能を果たすこと。

注）障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書（令和 3 年 10 月 20 日）より一部抜粋。

[5] スーパーバイズとは、指導者からの継続的な訓練や助言を通じて専門的なスキルを向上させること。スーパービジョンともいう。

[6] コンサルテーションとは、異なる専門職の間で、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスのこと。

[7] インクルージョンとは、障がいの有無など、その持っている属性によって排除されることなく、誰もが分け隔てられることなく、地域であたりまえに存在し、生活することができること。インクルーシブ、（社会的）包摂、包容ともいう。

（3）地域での生活を選択できるサービス提供体制の整備

ア　本人の意思を尊重した地域生活の支援

共生社会を実現していくためには、「常時介護を要する者」であるか否かにかかわらず、地域での暮らしを希望する障がい者が、安心して地域生活を開始・継続できるような体制づくりを進めていく必要があります。

上記のような地域を実現していくため、国が推進している対策の 1 つが「地域生活支援拠点等の整備」です。地域生活支援拠点等の整備とは、希望する障がい者については入所施設や精神科病院からの退所・退院（地域移行）を進めるとともに、障がい者の地域生活に必要な居住支援のための 5 つの機能を地域の実情に応じて整備していくことです。

■居住支援のための 5 つの機能

① 相談
コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
② 緊急時の受け入れ・対応
短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③ 体験の機会・場の確保
地域移行や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障がい福祉サービスの利用や 1 人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④ 専門的な人材の確保・養成
医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
⑤ 地域の体制づくり
コーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

イ　天草市の現状

本市は県内の他市と比較すると施設入所している人が多く、重度障がい者等については施設入所を中心としたサービス提供体制となっていることが伺えます（図 36）。

障がい者の地域での生活を支えるため、入所施設や精神科病院等からの退所・退院を支援するサービス（地域移行支援）、地域生活が不安定な者等に対し、常時の相談体制を確保するサービス（地域定着支援）、障がい者の生活力等を補うため、適時のタイミングで支援を行うサービス（自立生活援助）が個別給付として実施されていますが、本市ではいずれのサービスも利用実績が少ないのが現状です（図 41）。

本市では、令和 2 年の自立支援協議会で、地域生活支援拠点等を面的整備型（建物としての拠点は置かず、既存の障がい福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する型）で整備していくことになりました。

令和 4 年 4 月 1 日現在、地域生活支援拠点等の届出をしている障がい福祉サービス事業所は 17 箇所で、今後は、さらに多くの事業所等の協力を得ながら体制を強化していくことが必要です。

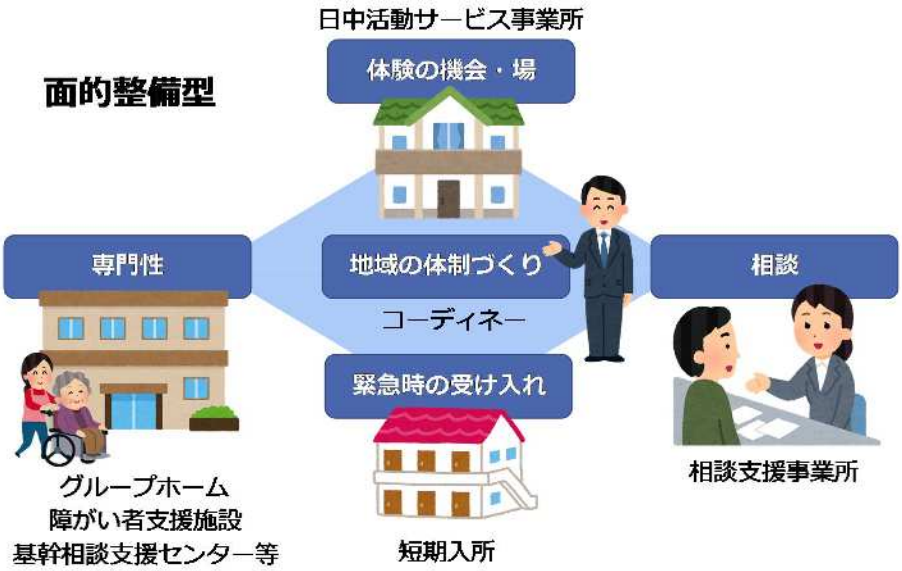

図 49　天草市の地域生活支援拠点等の整備手法

ウ　今後の方向性

地域生活支援拠点等整備について、本市では、まずは「緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制の整備」をめざし、5 つの機能の中でも、「相談」と「緊急時の受け入れ・対応」の体制整備を最優先課題として進めていきます。

その取組みの中で、地域生活支援拠点等の整備に関する施策の方向性等を関係者と共有し、特に、障がい者支援施設については、入所者を対象とするだけではなく、施設が蓄えてきた知識や経験を活かし、施設の持っている様々な機能を地域で生活している障がい者が利用できるように、地域の重要な資源として活用を図りながら、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築していきます。

（4）障がいに関する理解の推進と権利擁護

ア　すべての基盤は障がいへの理解推進

共生社会においては、日常生活や社会生活における障がい者の活動を制限し、社会への参加を妨げている社会的障壁（差別）を取り除くことが重要ですが、現状は、まだまだ日常生活の様々な場面で、障がい者が社会的障壁（差別）を感じることも多いようです。

しかし、その原因は必ずしも偏見や蔑視だけが理由ではなく、障がい特性の誤解であったり、対処方法を知らないこと、財政的な理由等で障がい者の要望に応えられないこともあるようです。幼い頃からの教育や慣習などは、障がい者観の形成に少なからず影響を及ぼします。知らないものに対して警戒心や不信感を抱くことはよくあり、それが更なる距離や誤解を生む原因になったりします。

無知こそが差別を生み育てる最大の要因なのかもしれません。そのため、共生社会を実現していくためには、障がいや障がい者についての理解を深めていくことが最も重要な取組みの１つとなります。

イ　天草市の現状

（ア）障がい者差別

障がい者差別の現状について、障がい者の認識をみると、第６期障がい福祉計画策定時に障がい者手帳所持者を対象に実施した「福祉に関するアンケート」では、障がい者差別の経験が「ある」と回答した人と「少しある」と回答した人を合わせると 48．3%で、約半数の人が「障がい者差別の経験がある」と回答しています。

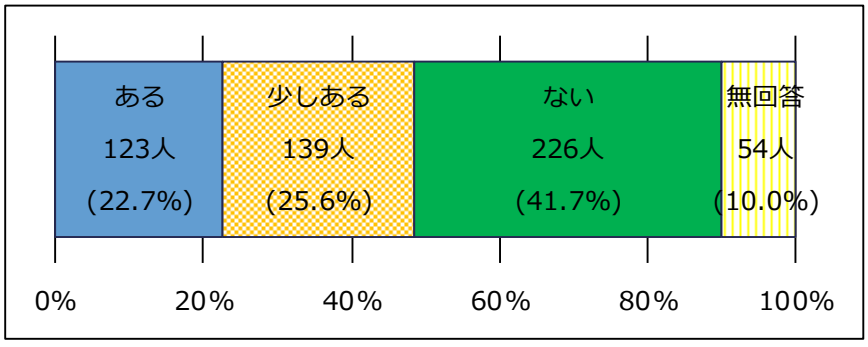

データソース：福祉に関するアンケート結果（令和2年実施）

図 50　障がい者差別の経験の有無

また、障がい者差別の場所としては、「学校・仕事場」が 41．2%と最も多く、特別な場面のみではなく、日常の場面で差別を感じることが多いようです。

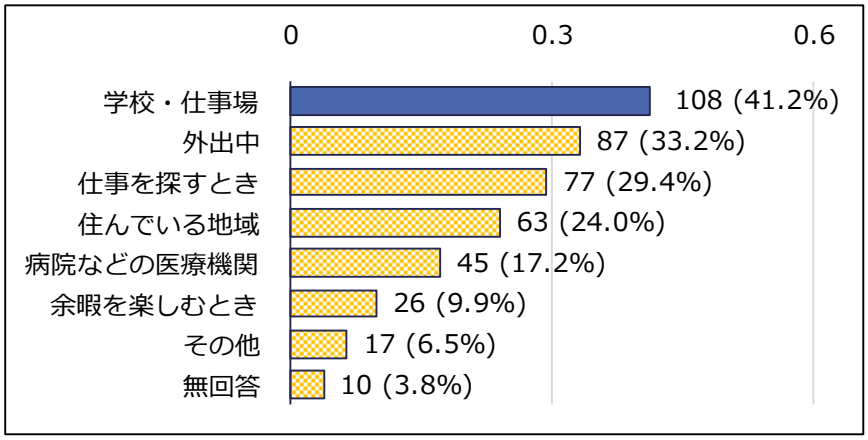

データソース：福祉に関するアンケート結果（令和2年実施）

図 51　障がい者差別の場所

また、市民の側からの認識についてみると、「障がい者がどこで暮らしているのか知らない」、「普段、障がい者と接することがない」、「障がい者にどのように対応したらよいかわからない」という声があります。また、「障がいがあるということを開示してもらえればサポートしやすいのだけれど」と障がい者本人や家族の「障がいを知られたくない」という思いとの狭間で生じる距離もあるようです。

（イ）障がい者虐待

障がい者虐待は、障がい者の権利侵害の最たるものです。本市の障がい者虐待に関する相談件数は図 52、図 53 のとおり、非常に少ないのが現状です。これは、近年の相談の状況をみると、障がい者虐待が少ないというよりも、障がい者虐待への認識が不十分で顕在化していない支援ニーズが多いためと考えられます。

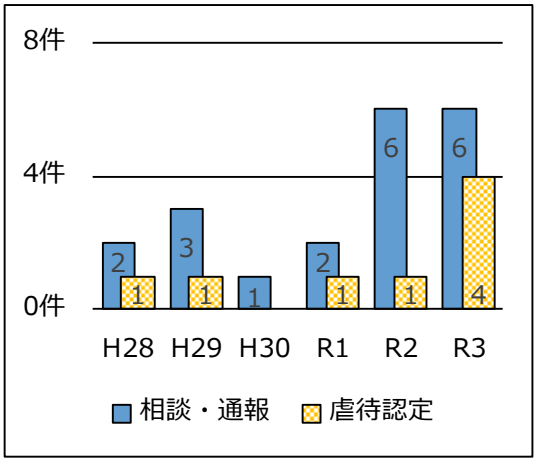

図 52　養護者による虐待に関する相談・通報及び虐待認定件数

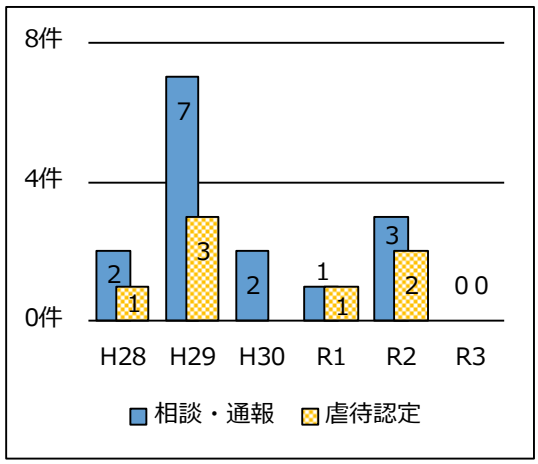

図 53　障がい者福祉施設従事者等による虐待に関する相談・通報及び虐待認定件数

近年、経済的虐待の相談件数が増加しています（令和 3 年度 6 件の相談中 3 件が経済的虐待の疑い）が、この背景には、障がい者を権利の主体、権利の所有者であるとの認識が不十分なために発生しているものも多いようです。

また、虐待の未然防止や早期発見等のためには、地域での見守りネットワークが重要ですが、「障がいを他人には知られたくない」という障がい者本人や家族の思いと個人情報保護の問題もあり、高齢者と比較すると、障がい者を地域で見守るという体制は十分構築されていないのも現状です。

ウ　今後の方向性

どのような対応が差別や虐待にあたるのか、権利の主体として障がい者の選択や自己決定を支えていくことの重要性、障がい者の権利を守るためにどのような制度が活用できるのか等について、周囲はもちろん障がい者本人やその家族への理解を深めていくことも必要です。

本市では、障がい者虐待については、市障がい者虐待防止センターを中心に体制整備を進めてきました。今後は、民生委員・児童委員や身体・知的障がい者相談員及び障がい福祉団体等に対して、障がい者虐待について積極的に周知をしていきます。

併せて、障がい者を身近で支援している相談支援専門員等の専門職についても高い見識を持っていただけるよう啓発を継続し、地域の見守りネットワークを強化していきます。さらに、障がい者差別解消の推進に向けて、以下の体制についても整備していきます。

（ア）障がい者差別解消支援地域協議会の設置

障害者差別解消法の中で市町村等は、地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして、地域協議会を設置できるとされています。

地域で生活する障がい者の活動は広範多岐にわたっており、様々なところで障がい者とその配慮等について相談や対話がなされています。しかし、その相談内容や対応方法等が集約

されていないため、窓口によって対応へのばらつきが生じていたり、地域における合理的配慮や建設的対話のレベルが上がらず、結果として、関係者の理解が進まず、同じような問題が繰り返されていることが予想されます。

今後は、本市でも障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、障がい者差別に関する相談事例や合理的配慮の好事例などを把握し、関係者で共有していきます。また、身体・知的障がい者相談員とともに障がい者の声を拾える体制を整備していきます。

障害者差別解消法に規定された合理的配慮は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもあり、地域協議会を通じて、こうした取組みを広く社会に示すことにより、市民一人ひとりの、障がいに関する正しい知識の取得や理解が深まり、障がい者との建設的対話による相互理解が促進されていくことが期待されます。

（イ）障がい福祉団体活動の活性化支援

また、障がい福祉団体の多くは、「障がいの理解推進」を目的の１つとして活動しています。しかし、近年の活動状況をみると、会員同士の交流は行われているものの、一般市民との交流はあまり行われておらず、「障がいの理解推進」という活動目的は十分果たせていないのが現状です。また、団体への新規加入者も減少しており、障がい者本人や家族等当事者同士の交流も少なくなってきています。

そのような状況を踏まえ、本市では障がい福祉団体の活動を活性化させるため、団体との対話を重ね自発的活動支援事業を委託する等の取組みを実施してきました。結果、熊本県ろう者福祉協会天草支部においては、手話を一般市民の方に広めるためのツールを作成されました。障がい者本人による発信力は大きく、県内外からの問い合わせも多く注目を集めています。

今後も、障がい者本人やその家族自身の活動を支援し、自発的活動支援事業の受託団体を増加させていくことで、障がい者本人やその家族による「障がいへの理解推進」に関する活動を進めていきます。また、同時に、当事者同士の交流も増加させ、障がい者が地域で孤立しないような地域もめざしていきます。

（5）障がい者の働く場の拡充

ア　社会参加の 1 つの形「就労」

障がい者の社会参加の 1 つの形として就労があります。また、障がい者が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することも重要です。障がい者が働く場としては、企業や官公庁で働く「一般就労」と障がい福祉サービス事業所で働く「福祉的就労」があります。さらに、障がい者の就労支援は、雇用施策と福祉施策がそれぞれの政策体系を持ちつつ、連携を図りながら進められています。

福祉施策においては、障害者自立支援法施行以降、障がい者がもっと「働ける社会」をめざして、福祉施策の中だけではなく、一般就労への移行や定着を目的とした事業を創設するなど、働く意欲のある障がい者が企業等でも働けるように体制整備が図られてきました。

障がい者の就労意欲が高まっている中で、その希望や能力、適性を十分に活かし、障がいの特性等に応じて活躍できること、障がい者とともに働くことが当たり前の社会を実現していくためには、雇用施策と福祉施策それぞれの充実とともに、双方の連携をより一層強化していくことが重要です。

イ　天草市の現状

先述したとおり、一般就労している人数も就労継続支援事業利用者数も年々増加しています。令和 4 年 3 月末現在、本市で把握している「働く障がい者」は、民間企業（障がい者雇用枠）で 138 人、天草市や天草市病院事業部で 27 人、就労継続支援事業所で 319 人の合計 484 人で、18 歳以上 65 歳未満の障がい者手帳所持者数（1，875 人）の 25．8%になります。

また、一般就労を支援する機関の連携強化を進める場として、障がい者就業・生活支援センターが主催し、ハローワークや支援学校、就労移行支援事業所等が参加する「ネットワーク会議」が開催されています。また、福祉的就労を支援する機関の連携強化を進める場として、令和 3 年度より自立支援協議会の体制見直しの中で就労系障がい福祉サービス事業所等による「天草就労支援施設協議会」が組織され、活動を開始したところです。

ウ　今後の方向性

令和 3 年 12 月にまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて中間整理」では、障がい者本人のニーズを踏まえた上での一般就労の実現や適切なサービス提供等がなされるよう、就労系障がい福祉サービスの利用を希望する障がい者へのアセスメントの制度化が検討されています。また、雇用・福祉施策の連携強化等のため、雇用・福祉両分野の基礎的な知識等を分野横断的に付与する研修体系の見直しや障がい者就業・生活支援センターの機能強化（就労定着支援事業の実施や地域の支援機関に対するスーパーバイズなど基幹型の機能も担う地域の拠点としての体制整備）など、雇用と福祉の両面から地域における支援の質の向上を図る方策が検討されています。

本市でも、第 6 期障がい福祉計画に基づき、福祉施設等（就労移行支援、就労継続支援、自立訓練及び生活介護を行う事業）から一般就労へ移行する者を増加させることを成果目標の 1 つとし取組みを進めているところです。今後は、一般就労と福祉的就労双方の支援機関のネットワークをつないでいくことで、雇用施策と障がい福祉施策の連携強化を図り、福祉施設等から一般就労への移行を促進していきます。

第２節　各種施策の具体的な取組み

1．日々の暮らしの基盤づくり

（1）必要な情報を届けるための相談支援体制の機能強化

障がい者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービス等の適切な利用を支える相談支援体制が不可欠です。

今後は、地域障がい相談支援センターを中心に、複合的なニーズをもった方へも対応できるよう他分野の相談機関との連携をさらに強化していきます。また、地域の相談支援専門員のスキルアップやバックアップ体制を整え、相談支援を行う人材の育成を行い、障がい者の意思を尊重し、その決定を支えられる相談支援体制を整備していきます。

さらに、関係機関等との有機的な連携を強化し、自立支援協議会において地域課題の解決に取り組んでいきます。

総合的・専門的な相談支援体制の機能強化
関連する取組み
■　障がい者相談支援事業（自立支援協議会を含む）
■　基幹相談支援センター等機能強化事業
■　住宅入居等支援事業

適切なサービス利用を支える相談支援体制の充実
関連する取組み
■　計画相談支援
■　障がい児相談支援

目標	**R3**	**R11**
障がい者相談支援事業　　相談者数（実人員）	237 人	300 人

（2）必要な情報を届けるための情報のアクセシビリティ[8]の向上

障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、障がい者が必要とする情報へのアクセシビリティを向上させることやコミュニケーション手段を充実させることが重要です。これまでも、障害者基本法に基づき様々な施策が講じられてきましたが、より一層施策を推進していくため、令和 4 年 5 月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。同法では、市町村等に対して、情報通信機器の提供に対する助成や情報提供の実施、意思疎通支援者の確保や資質の向上等の措置を講ずることとしています。

本市では、日常生活用具給付事業の対象機器として市独自に人工内耳音声信号処理装置や暗所視支援眼鏡を給付する等、情報のアクセシビリティの向上のための取組みを実施しています。今後は、より一層情報のアクセシビリティの向上を図るため、関連制度の周知とともに、意思疎通支援者の確保に努めていきます。

情報通信機器の普及促進
関連する取組み
■　補装具（補聴器）
■　日常生活用具給付事業（人工内耳音声信号処理装置や暗所視支援眼鏡を追加）
■　難聴児補聴器給付事業

意思疎通支援者の確保
関連する取組み
■　意思疎通支援事業（遠隔手話通訳サービスを含む）
■　手話奉仕員養成研修事業

目標	R3	R11
手話奉仕員（各年度養成者数）	11 人	15 人

[8] アクセシビリティとは、近づきやすさ、利用のしやすさと訳される言葉。

（3）ともに育つ・ともに学ぶ環境づくり

障がい児に対する支援については、すべての子どもを対象とする一般施策における障がい児への対応と障がい児を対象とする専門施策に大別されます。

今後は、一般施策と専門施策それぞれの施策の充実とともに、相互の施策間の連携、ライフステージ間の円滑な移行の推進、障がい児本人だけではなくその家族への支援の充実、さらに医療的ケア児等の環境整備を推進していくため、関係 4 課での情報共有や課題解決に向けた検討を継続していきます。

療育体制の整備
関連する取組み
■　障がい児通所支援
■　巡回支援専門員整備事業
■　療育体制会議

家族支援の充実
関連する取組み
■　巡回支援専門員整備事業（ペアレントトレーニング等支援プログラムの実施等）

医療的ケア児等の支援体制の整備
関連する取組み
■　医療的ケア児支援体制会議

目標	R3	R11
保育所等訪問支援　　事業所数	3 箇所	5 箇所
ペアレントトレーニング　　実施回数	0 回	1 回
医療的ケア児コーディネーター　　配置事業所数	0 箇所	4 箇所

（4）地域での生活を選択できるサービス提供体制の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えながら、地域生活を希望する者が地域での暮らしを開始・継続することができるよう、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備していく必要があります。

ハード面では、多くのサービス種別において提供体制が整ってきています。今後は、地域での生活を支えるために、施設サービスの再構築やソフト面（人材や技術・意識など）の体制整備を進めながら、地域生活を中心としたサービス提供体制を充実させていきます。

地域移行を支える体制の整備
関連する取組み
■　地域生活支援拠点等整備事業
■　地域相談支援（地域定着支援・地域移行支援）
■　地域安心生活支援事業
■　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

効率・効果的な介護給付等の提供
関連する取組み
■　介護給付・訓練等給付
■　介護給付等支給決定事務
■　障がい支援区分認定等事務
■　在宅障がい者福祉サービス施設通所等支援事業
■　日中一時支援事業
■　訪問入浴事業
■　補装具
■　地域活動支援センター事業
■　自動車運転免許取得費用・改造助成事業

目標	R3	R11
地域生活支援拠点等届出　　事業所数	17 箇所	25 箇所
地域相談支援　　事業所数	2 箇所	4 箇所

（5）障がい者に対する適切な保健・医療サービスの充実

障がい者のための医療の充実は、障がいの軽減を図り、障がい者の自立を促進するために不可欠です。今後は、自立支援医療のデータを分析し、障がい等の予防活動へとつなげていくため健康増進課とデータの共有を図っていきます。

障がい者に対する医療の充実
関連する取組み
■　自立支援医療／療養介護医療
■　重度心身障がい者医療費助成事業

（6）安全・安心な生活環境の整備

障がい者が安心して快適に自立した生活を送ることのできる環境の整備を促進するため、住宅改造や用具の給付等の制度周知に努めていきます。

住宅のバリアフリー化の推進
関連する取組み
■　日常生活用具給付等事業
■　小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
■　重度障がい者住宅改造助成事業

（7）生活の安定と経済的自立の確保

障がい者に対する所得保障は、障がい者の経済的自立を図る上で重要です。各種手当についても制度周知に努めていきます。

各種手当等による所得保障
関連する取組み
■　特別障がい者手当・障がい児福祉手当・特別児童扶養手当
■　在宅障がい者介護者手当

2. 障がい者に対する理解を深めるための基盤づくり

（1）障がいに関する理解の推進

障害基本法では、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、「障がい者週間」（毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日）が設定されています。

今後は、「障がい者週間」をはじめとし、行政、障がい福祉団体、民間団体等、多様な主体が連携して幅広い広報・啓発活動を計画的に実施していくよう支援していきます。また、障がい福祉団体の活動支援を継続することで、障がい福祉団体による主体的な啓発活動を充実させていきます。さらには、新たなピアサポートグループの育成等を支援しながら、そのグループによる啓発活動等を支援していきます。

障がいに関する理解の推進
関連する取組み
■　理解促進研修・啓発事業
■　自発的活動支援事業

目標	R3	R11
障がい者週間関連イベントへの参加者数	724 人	1，000 人
自発的活動支援受託団体数	3 団体	4 団体
障がい福祉団体	8 団体	10 団体

（2）権利擁護

今後、改正障害者差別解消法が施行され、事業者へも合理的配慮の提供が義務化されるため、事業所への啓発活動についても取り組んでいきます。

障がい者差別解消の推進
関連する取組み
■　障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の作成
■　障がい者差別解消支援地域協議会

目標	R3	R11
障がい者差別解消支援地域協議会	未設置	設置

市障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、啓発活動と地域での見守りネットワークを強化していきます。

障がい者虐待の防止
関連する取組み
■　市虐待防止センター、障がい者虐待防止対策協議会

目標	R3	R11
養護者虐待に関する相談・通報件数	6 件	15 件
障がい者虐待に関する啓発回数	1 回	3 回

3. 社会参加に向けた基盤づくり

（1）障がい者の働く場の拡充

福祉施設から一般就労への移行を推進するために、福祉施策と雇用施策それぞれの分野の支援機関の連携を、自立支援協議会等の内容を充実させることで強化していきます。

福祉施設から一般就労への移行促進
関連する取組み
■　福祉施設から一般就労への移行促進

目標	R3	R11
福祉施設から一般就労への移行者数	6 人	15 人

（2）障がい者の工賃向上

「天草市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針」を定め、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進していきます。障がい者就労施設の製品販売スペースとして庁舎フロアの提供、その他、市主催のイベントで販売スペースを提供していきます。

さらに、地域の事業所における工賃向上に向けた取組みが円滑に進むように、自立支援協議会等を活用した積極的な支援を行います。

障がい者の工賃向上
関連する取組み
■　障がい福祉施設優先調達の推進

目標	R3	R11
優先調達の金額	24，075，719 円	26，400，000 円

（3）余暇活動の充実

自らの意志で選択してあえて足を踏み入れる場、余暇を過ごす場を「自宅」や「学校・職場」と区別して「サードプレス（第 3 の場）」と捉える考え方があります。「サードプレス（第 3 の場）」で余暇を過ごすことで、多くの人は、その時間に生きがいを感じ、近所や仕事では得られない知識・体験、人間関係、自分の人生で生かせるものを得ています。

本市でも、各施設のバリアフリー化、スポーツをする機会の確保、文化芸術活動、読書等を行うための環境整備等、余暇活動を充実させるための環境整備を各分野別計画等の中で進めてきました。しかし、障がい者からは、以前として「自宅」と「学校・職場・事業所」の行き来が主で、余暇活動の場が不足しているという声が聞かれます。

今後も、人生をより豊かにするサードプレスやそこへのアクセスを円滑にするための環境整備について他課と連携しながら進めていきます。

余暇活動を充実させるための環境整備
関連する取組み
■　公共施設利用料の減免推進
■　ミライロ ID（障がい者手帳アプリ）の活用推進
■　移動支援事業

目標	R3	R11
ミライロ ID（障がい者手帳アプリ）利用可能施設数	0 箇所	10 箇所